

有害鳥獣捕獲担い手確保対策事業補助金交付規程

令和2年5月12日制定

(目的)

第1条 有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者を確保するため、有害鳥獣の捕獲に従事しようとする者が、狩猟免許、猟銃の所持許可の取得及び猟銃等の購入に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 狩猟免許 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定する狩猟免許のうち、第一種銃猟免許、わな猟免許をいう。
- (2) 猟銃等 猟銃及びガンロッカー・装弾ロッカー、わなをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新規に第一種銃猟免許を取得し、銃砲刀剣類所持許可証の交付を受けた者、又は新規にわな猟免許を取得した者
- (2) 胆沢猟友会又は江刺猟友会に登録し、奥州市鳥獣被害対策実施隊の隊員としての要件を備えた時点で、有害鳥獣対策事業に従事できる者

(補助金の額)

第4条 補助金の交付は1回限りとし、補助率及び補助金の上限は、次に定めるところによる。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

対象経費	内訳	補助率及び補助金の上限
狩猟免許を新規に取得するために必要な経費	① 狩猟免許試験受検手数料 ② 医師の診断書料 ③ 写真代	当該経費の10分の10以内の額とする。
猟銃等所持許可証を取得するために必要な経費	① 猟銃等講習会申込手数料 ② 射撃教習資格認定申請手数料 ③ 猟銃用火薬類等譲与許可申請手数料 ④ 射撃教習費 ⑤ 猟銃所持許可申請手数料 ⑥ 戸籍抄本、住民票及び身分証明書手数料 ⑦ 医師の診断書料 ⑧ 写真代 ⑨ 実包購入費	当該経費の10分の10以内の額とする。
狩猟者登録に必要な経費	① 狩猟者登録手数料	当該経費の10分の10以内の額とする。
猟銃等購入	① 猟銃（1丁に限る。） ② ガンロッカー（1台に限る。） ③ 装弾ロッカー（1台に限る。）	当該経費の2分の1以内の額とし、100,000円を限度とする。
	① わな（1基までに限る。）	当該経費の2分の1以内の額とし、5,000円を限

		度とする。
--	--	-------

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、有害鳥獣捕獲担い手確保対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて奥州市鳥獣被害防止総合対策協議会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- (1) 狩猟免許、猟銃所持許可証の写し
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 胆沢猟友会又は江刺猟友会に所属していることを証するもの（様式第2号）
- (4) 第3条第2号に係る誓約書（様式第3号）
- (5) 購入した猟銃等の写真（型式がわかるもの）
- (6) 通帳の写し
- (7) その他、会長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、第5条に定める申請書を受理したときは、その可否を審査し、適切と認めたときは、有害鳥獣捕獲担い手確保対策事業補助金交付決定書（様式第4号）により、当該申請者に対し補助金の交付決定をし、補助金の支払いをするものとする。

(補助金交付決定の取り消し等)

第7条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この規程に定める事項に違反したとき。
 2. 農家等は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、会長が別に定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年5月12日から施行する。